

【新旧比較表の見方】  
 前回示した河川整備基本方針(原案)から**変更・削除**した箇所を**青字**で表記。  
 今回示した河川整備基本方針(修正原案)で**修正・追加**した箇所を**赤字**で表記。

令和3年度第1回  
 静岡県河川審議会  
 稲取大川-資料-1

● 令和2年度第2回河川審議会 (R3.3) での主な委員意見と対応について

分類	No.	意見内容	意見のポイント ⇒ <b>県の考え方</b>	稲取大川水系河川整備基本方針(原案)新旧比較表	
				前回示した河川整備基本方針(原案)【旧】	今回示した河川整備基本方針(修正原案)【新】
治水	稲-1	●【資料-4 p.6】 「2 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針」について、「理念」に関する記述として「(1)河川整備の基本理念」と点線の四角内部の《基本理念》の2つがあるが、より優先されるものはどちらか。例えば、稲取大川において、(1)では流域の開発状況についての記述があるが、《》の方では「開発状況を注視する」などの記載はされていない。	◆基本理念の要約部分において、上述した基本理念からの反映部分が十分でない。 ⇒ <b>稲取大川における上流域の開発状況を踏まえて、基本理念の文言に追加する。</b>	◆P6 2(1) <b>河川整備の基本理念《基本理念》</b> 稲取大川においては、東伊豆町の役場や観光施設、稲取温泉の市街地が流域内や近傍に位置し、今後も東伊豆町の地域住民の生活を支えていくことが期待されるため、洪水、津波や土石流などの災害による被害の防止または軽減を図るとともに、地域住民が安心して河川とともに暮らすことができ、古くから漁業により形成された景観との調和を図りつつ、地域に愛される川づくりを目指す。	◆P6 2(1) <b>河川整備の基本理念《基本理念》</b> 稲取大川の沿川には東伊豆町の役場や稲取温泉の玄関口となる伊豆稲取駅が位置しているほか、上流域には観光施設も存在することから、 <b>流域の土地利用状況にも注視しつつ</b> 、洪水、津波や土石流などの災害による被害の防止または軽減を図る。 また、漁港の発展とともに形成された港町を流れる河川であることから、住民の生活に浴け込んだ河川の景観に配慮し、安全・安心な地域に愛される川づくりを目指す。
	稲-2 共通	●【資料-1 p.9-10】、【資料-4(本文) p.7】 資料-1の津波の対策の箇所について、「住民や観光客の迅速かつ主体的な避難」という記述がされている。一方、資料-3.4(本文)の該当箇所においては、「住民等」と表現している。両河川の流域において、観光の重要性は高いと考えられることから、本文においても、「観光客」の記述を加えるのが良いと考える。	◆流域において観光の重要度の高いと考えられるため、観光客の記述が良いと考える。  ⇒ <b>住民等には、観光客のほかにも流域外から来る通学、通勤の方を考慮している表現であるが、東伊豆町の総合計画においても、地域産業の振興として、「観光地づくりの推進」や「観光施設整備の推進」など、観光に関して重要度が高い。このため、「観光客」の記述を加える。</b>	◆P7 2(2)ア <b>洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項&lt;津波対策&gt;</b> また、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば大きな被害をもたらす「レベル2の津波」を「最大クラスの津波」とし、「最大クラスの津波」に対しては、施設対応を超過する事象として、 <b>住民等の</b> 生命を守ることを最優先とし、東伊豆町との連携により、土地利用、避難施設、防災施設などを組み合わせた津波防災地域づくり等と一体となって減災を目指す。	◆P7 2(2)ア <b>洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項&lt;津波対策&gt;</b> また、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば大きな被害をもたらす「レベル2の津波」を「最大クラスの津波」とし、これに対しては、施設対応を超過する事象として、 <b>地域住民や観光客等の</b> 生命を守ることを最優先とし、東伊豆町との連携により、土地利用、避難施設、防災施設などを組み合わせた津波防災地域づくり等と一体となって減災を目指す。
	稲-3 共通	●東伊豆町において、これからの地域の土地利用などを考えていく上で、 <b>津波危険区域指定等、どのように捕らえているのか</b> 。例えば、レッドゾーンの指定は東伊豆町として考えていないのか。	◆東伊豆町における津波対策の考え方を明記したほうが良い。  ⇒ <b>津波対策の方針について、静岡県第4次地震被害想定や津波防災地域づくりに関する法律に基づき、県や市町が行っている取組状況を詳細に記載する。</b> 東伊豆町では、 <b>県が示した津波浸水想定区域区域に基づき、「東伊豆町防災マップ」を策定している。</b> 県では、 <b>平成28年3月に津波防災地域づくりに関する法律に基づき、津波災害警戒区域(イエローゾーン)を東伊豆町と河津町で初めて指定したところである。</b> 津波災害特別警戒区域(オレンジゾーン)の指定については、全国で唯一静岡県伊豆市が指定を行っている。また、オレンジゾーンの区域のうち市町村が条例により開発行為などの規制を行うレッドゾーンの指定については、全国でも事例はない。	◆P4 1(2) <b>治水事業の沿革と現状&lt;津波対策の方針&gt;</b> 東日本大震災を踏まえた静岡県第4次地震被害想定(平成25年)では、 ・・・(中略)・・・ 稲取大川では、「レベル1の津波」は河川内を約0.3km以上遡上するとともに、「レベル2の津波」では、河川護岸及び海岸堤防を越流し、浸水被害が想定されている。 稲取漁港の沿岸地域では、地元との協議を受け、観光や景観への配慮から、当面は避難を中心としたソフト対策を推進する方針が示された。現在では、東伊豆町を中心にソフト対策が進められている。	◆P4 1(2) <b>治水事業の沿革と現状&lt;津波対策の方針&gt;</b> 東日本大震災を踏まえた静岡県第4次地震被害想定(平成25年)では、 ・・・(中略)・・・ 稲取大川では、「レベル1の津波」は河川内を0.3km以上遡上することが想定され、また、「レベル2の津波」では、河川護岸及び海岸堤防を越流し、 <b>沿岸部で浸水被害が最大3ha以上が浸水すると想定されている。</b> 東伊豆町では、 <b>県が示した津波浸水想定区域に基づき、平成27年5月に「東伊豆町防災マップ」を公表している。</b> <b>また、平成28年3月に県では、津波防災地域づくりに関する法律に基づき、「レベル2津波」に対して警戒避難体制を特に整備すべき区域として、「津波災害警戒区域(イエローゾーン)」に東伊豆町を指定した。</b> 静岡県と東伊豆町は、沿岸部の白田地区において、地元との協議を受け、避難を中心としたソフト対策を推進する方針を示した。現在では、東伊豆町を中心にソフト対策が進められている。
	稲-4 共通	●白田川・稲取大川の両水系は水位周知河川でなく、 <b>基準水位も設定がないこと、</b> 流況調査も実施されていないことから、 <b>具体的な避難の体制等を記述するのが困難であること</b> は認めるが、今の記述量では重要性がないようにとられかねない。 <b>東伊豆町による避難指示体制の検討等、どのように行うのか。</b>	◆東伊豆町の避難体制について、記載が不十分である。  ⇒ <b>流域の特性などにより、水位周知河川に指定にまでは至っていない。しかし、近年全国で頻発化・激甚化する豪雨災害を踏まえ、中小河川でもリスク情報の把握に努めている。</b> 稲取大川では、 <b>危機管理型水位計を設置しており、県の防災情報システムにより閲覧できる。</b> また、稲取大川では、 <b>想定最大の降雨に対する浸水区域の検討を進めているところであり、検討結果を東伊豆町に提供していくなど、今後も適時避難指示体制検討に対する支援を行っていく。</b>	◆P3 1(1) <b>河川及び流域の概要&lt;これまでの取組状況&gt;</b> 稲取大川には、危機管理型水位計が設置されており、観測結果は、インターネットを通じて公開されている。	◆P3 1(1) <b>河川及び流域の概要&lt;これまでの取組状況&gt;</b> また、 <b>下流部の大川上橋に危機管理型水位計を設置し、河川水位を観測しており、これらは、静岡県土木総合防災情報システム「SIPOS RADAR(サイボスレーダー)」等のウェブサイトで閲覧できる。</b>
	稲-5 共通	●東伊豆町について、津波・地震被害想定区域及び土砂災害警戒区域に関連したハザードマップは作成されているが、 <b>洪水ハザードマップが作成されていない。</b> 静岡県としてどのように考えているか。町に対して何らかのアドバイスを行うことを考えているか。	◆土砂災害警戒区域に指定されている点も踏まえ、複合的に起こる土砂災害なども考慮した河道整備をしたほうが良い。  ⇒ <b>河川の河道整備では、対象規模の降雨に対して、安全に流下することを目的としている。</b> しかしながら、複合的に発生する災害に関しては、 <b>流域内で行う事業において情報提供等を通じて流域内の総合的な防災対策を推進する</b> といった文言については記述してきたところである。		
	稲-6 共通	●今回の河道整備の検討においては、雨量観測所における観測雨量を基に推定された流量・水位に基づいて行われているが、雨量のみに依存した検討で「整備必要性なし」と判断するのは妥当であるか。例えば、両水系ともに上流部に <b>土砂災害警戒区域の設定があることを踏まえると、平成30年豪雨に近い、土砂災害と連動した水害の危険がある</b> と考えられる。	◆土砂災害など連動した水害に対しては、河川管理者だけでなく、砂防課などの管理者との調整が必要である。  ⇒ <b>流域内で行う事業において情報提供等を通じて流域内の総合的な防災対策を推進する</b> といった関係機関との連携については記述してきたところである。		
	稲-7 共通	●土砂災害と連動した水害では <b>砂防課など部局をまたいだ対策・調整が必要と考えられるが、どのように考えているか。</b>	◆土砂災害など連動した水害に対しては、河川管理者だけでなく、砂防課などの管理者との調整が必要である。  ⇒ <b>流域内で行う事業において情報提供等を通じて流域内の総合的な防災対策を推進する</b> といった関係機関との連携については記述してきたところである。		
	稲-8 共通	●【資料-2】 「①昭和33年狩野川台風・・・砂防堰堤が設置された。」について、近年の大雨の傾向から、損害を受ける事態の発生も予想されるが、 <b>そのような古い設備のメンテナンス・チェックの体制・状況はどのようにになっているか。</b>	◆河川内工作物等についての適切な維持を行う必要がある。  ⇒ <b>「河川の維持管理に関する事項」で「・・・維持管理においても、施設管理者への働きかけ」と記載を行っている。</b>		
	稲-9 共通	●計画洪水(1/30)で流下能力を有し、想定最大規模洪水では基本的に避難に徹するという考え方はよく把握しているが、 <b>1/50程度のより現実的な超過洪水に対する考え方はどうなっているか。</b> 例えば、主要な緊急道路の耐浸水・流出対策を行うなど、 <b>具体的な考えはないか。</b>	◆ <b>流域対策の対策としては、流域で貯める対策として水田貯留や、校庭貯留など流域内の住民への協力や学校関係者の参画などが考えられる。</b> 現在、稲取大川において、 <b>流域治水プロジェクトについては今後策定検討段階であるため、具体的な対策を明記はできないものの、河川整備の方針に概念を記載する。</b>	P7 2(2) <b>河川整備の基本方針</b> 稲取大川水系の河川整備の基本理念を踏まえ、水源から河口までの一貫した計画のもとに、河川の総合的な保全と利用に関する基本方針を次のとおりとする。この基本方針に基づき、目標を明確にして段階的に河川整備を進める。	◆P7 2(2) <b>河川整備の基本方針</b> 稲取大川水系の河川整備の基本理念を踏まえ、水源から河口までの一貫した計画のもとに、河川の総合的な保全と利用に関する基本方針を次のとおりとする。この基本方針に基づき、目標を明確にして段階的に河川整備を進める。  ⇒ <b>さらに、集水域と氾濫域を含む流域全体で災害発生の防止又は軽減に向け、あらゆる関係者が、協働して主体的に取り組む総合的な治水対策を推進するための必要な支援を行う。</b>
	稲-10 共通	●流域住民としては、 <b>浸水・流出の確率がどの程度かという情報は重要であると</b> 考えられることから、計画規模洪水～最大規模洪水の間の各段階における浸水想定図についても情報提供を行うべきではないか。	◆ <b>稲取大川は、水防法で規定された洪水予報河川や水位周知河川以外の川であり、浸水想定区域が示されていない。</b> しかしながら、近年の災害の激甚化・頻発化を受けて、指定されていない河川においては <b>想定最大の降雨に対する浸水想定区域について検討を進めているところである。</b>		

【新旧比較表の見方】  
 前回示した河川整備基本方針(原案)から**変更・削除**した箇所を**青字**で表記。  
 今回示した河川整備基本方針(修正原案)で**修正・追加**した箇所を**赤字**で表記。

令和3年度第1回  
 静岡県河川審議会  
 稲取大川-資料-1

● 令和2年度第2回河川審議会 (R3.3) での主な委員意見と対応について

分類	No.	意見内容	意見のポイント ⇒ <b>県の考え方</b>	稲取大川水系河川整備基本方針(原案)新旧比較表	
				前回示した河川整備基本方針(原案)【旧】	今回示した河川整備基本方針(修正原案)【新】
治水	稲-11 共通	● 流域治水の考えに係り、浸水予想区域の低地宅地の嵩上げや移住など、 <u>長期的な対策についても、時間がかかる分、今から問題提起しておくべきではないか。</u>	◆ 流域治水の考えに基づいた対策について問題提起をしていくべきである。  ⇒基本方針の本文では、関係機関が実施している事業などについては、情報提供等を通じて流域内の総合的な防災対策を推進するといった関係機関との連携については、記述してきたところである。 長期的な対策については、現在、稲取大川における流域治水プロジェクトについては検討段階であるため、具体的な対策までは、記述できないものの、河川整備の方針として、 <b>流域治水の概念について記載する。</b>	稲-9との対応と同じ	稲-9との対応と同じ
	稲-12 共通	● これまでの総合治水と新しい流域治水の考え方における土地利用計画の考え方(例)総合：流出流量の抑制、流域：氾濫水の処理を含む)の違いについて、可能な範囲で記載できないか。			
利水	稲-13	■ 【資料-4(本文) p.11】 「4 主要な地点における流水の正常な機能を維持するための必要な流量に関する事項」について、「流水の占用」、「流水の清潔の保持」の記述がある。しかし、「資料-1」において、p.4で稲取大川に水利設定はないとされており、また、p.13の必要流量の検討項目「流水の清潔の保持」で設定しないことになっている。あえて記述した意図は何か。	◆ 正常流量の設定と本文記載の整合性  ⇒ <b>正常流量の検討の際に、稲取大川水系の河川特性を踏まえた検討項目を設定しているため、検討項目と合わせるよう、本文の記載修正する。</b>	◆P10 4 主要な地点における流水の正常な機能を維持するための必要な流量に関する項目 流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関しては、今後さらに、河川における流況等の把握に努め、 <b>流水の占用</b> 、動植物の生息・生育・繁殖地の状況、 <b>流水の清潔の保持</b> 、景観等の観点からの調査検討を踏まえて設定するものとする。	◆P10 4 主要な地点における流水の正常な機能を維持するための必要な流量に関する項目 流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関しては、今後さらに、河川における流況等の把握に努め、動植物の生息・生育・繁殖地の状況、景観等の観点からの調査検討を踏まえて設定するものとする。
	稲-14 共通	● 【資料-4(本文) p.9】 「地域との連携と地域発展に関する事項」について、「地域住民が河川管理に積極的に参画する取組」、「地域住民や観光客が河川に対する関心を高める取組」等の記述があるが、より具体的な策として「 <u>良好な景観を作っていく</u> 」といったことを加えてはどうか。 <u>人を取込むには流量等の数値だけでなく、「見た目の景観」が重要と考える。</u>	◆ 河川に対しての親しみや興味を持ってもらうためには、「見た目の景観」が重要である。  ⇒ <b>稲取大川は河口部の漁港と調和した河川景観があり、地域の人々にとって重要な河川であると考えている。この事項では、稲取大川の特性を踏まえて、地域の連携等の内容を具体的に記載する。</b>	◆P8 2(2)エ 地域との連携と地域発展に関する事項 教育機関における河川防災教育等、地域住民が河川管理に積極的に参画する取組を東伊豆町や地域住民と連携し推進するとともに、河川整備に関する情報や施策を積極的に発信することにより、地域住民や観光客が河川に対する関心を高める取組を推進する。 また、稲取大川流域は、江戸城築城の際には稲取漁港から「伊豆石」が運搬された歴史があり、地域のさらなる魅力向上や発展を目指し、周辺の自然環境を生かした多様な河川環境の維持・整備を推進する。	◆P8 2(2)エ 地域との連携と地域発展に関する事項 <b>漁業によって発展した稲取地区の住宅街に流れる稲取大川</b> を地域の財産として守り、育て、個性のある地域の持続的な発展に活用できるよう、東伊豆町における地域振興、まちづくりや景観づくりなどに関する計画との調整、連携に努める。 また、東伊豆町や地域住民と連携し、教育機関における河川防災教育や河川愛護の意識を啓発するような取組等の充実を図るとともに、河川整備に関する情報や施策を積極的に発信することにより、地域住民や観光客が河川に対する関心を高める取組を推進する。
環境	稲-15 共通	● 【資料-4(本文) p.8】 「河川環境の整備と保全」の中で「 <u>汽水域特有の生態系や景観等が形成されている</u> 」等、景観という言葉が入っているが、汽水域の景観の特徴など、 <u>具体的なイメージが伝わる記述とするのが良い</u> と考える。	◆ 稲取大川の持つ河川景観をイメージしやすいように、具体的に記載をするべきである。  ⇒ <b>後述する河川景観に関しての記述を修正する。</b>	◆P8 2(2)イ 河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全に関する事項<河川環境の保全> また、河川景観に関しては、東伊豆町におけるまちづくりと調和した美しい景観が形成されるよう、河川整備や維持管理に際して、東伊豆町や地域住民等との調整や連携を図ることとする。	◆P8 2(2)イ 河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全に関する事項<河川環境の保全> また、河川景観に関しては、 <b>古くから漁業により形成された伊豆半島の港町らしい風景に溶け込んだ景観を有しており</b> 、東伊豆町におけるまちづくりと調和した美しい景観が形成されるよう、河川整備や維持管理に際して、東伊豆町や地域住民等との調整や連携を図ることとする。
	稲-16 共通	● 【資料-4(本文) p.8】 「河川環境の整備と保全」の3行目について、「 <u>多様な河川環境・・・保全と再生、創出に努める。</u> 」とあるが、「 <u>保全</u> 」の現状維持、「 <u>再生</u> 」の失われた環境の回復は問題ないが、「 <u>創出</u> 」を用いる場合、 <u>現在の環境を別の環境に置き換える意味にとられるため、適切ではない。</u>	◆ 環境に対して、「創出」、「再生」、「創出」についての文章表現が適切であるか。  ⇒ <b>「創出」という表現については、良好な環境が形成されているという表現に反するため、削除する。</b>	◆P8 2(2)イ 河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全に関する事項<河川環境の保全> 河川環境の整備と保全に関しては、河川を軸とした山、海、周辺の水辺環境との連続性の確保に努めるとともに、多様な河川環境を構成する瀬、淵、河岸の水陸移行帯等の保全と <b>再生、創出</b> に努める。	◆P8 2(2)イ 河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全に関する事項<河川環境の保全> 河川環境の整備と保全に関しては、河川を軸とした山、海、周辺の水辺環境との連続性の確保に努めるとともに、 <b>重要種を含む多様な動植物が生息・生育・繁殖できる豊かな自然環境の保全に努める。</b>
住民との関わり	稲-17	● 【資料-4(本文) p.8】 稲取大川について、歴史背景について記述しているが、これを「方針」に反映できていない印象がある。河川教育の一環として、流域の歴史の魅力を伝えることを明記するなど、表記方法に工夫が必要である。	◆ 流域が持つ魅力何かを具体的に明記し、それらをどのように伝えていくかを記載すべき。  ⇒ <b>稲取大川の持つ魅力については、漁業により栄えた稲取地区の街中を流れており、地域に密着している川である。そのため、住民が白田川を地域の財産として、地域の発展のために活用すること、また、河川の防災教育や河川に対する愛護の意識を醸成してもらう取組を推進していく。</b>	◆P8 エ 地域との連携と地域発展に関する事項 教育機関における河川防災教育等、地域住民が河川管理に積極的に参画する取組を東伊豆町や地域住民と連携し推進するとともに、河川整備に関する情報や施策を積極的に発信することにより、地域住民や観光客が河川に対する関心を高める取組を推進する。	◆P8 エ 地域との連携と地域発展に関する事項 <b>漁業によって発展した稲取地区の住宅街に流れる稲取大川を地域の財産として守り、育て、個性のある地域の持続的な発展に活用できるよう、東伊豆町における地域振興、まちづくりや景観づくりなどに関する計画との調整、連携に努める。</b> また、 <b>東伊豆町や地域住民と連携し、教育機関における河川防災教育や河川愛護の意識を啓発するような取組等の充実を図るとともに</b> 、河川整備に関する情報や施策を積極的に発信することにより、地域住民や観光客が河川に対する関心を高める取組を推進する。
	稲-18	● 【資料-4(本文) p.8】 稲取大川の「エ 地域との連携と地域発展に関する事項」の中で、「 <u>開発事業主等、様々な・・・川づくりに反映するための仕組み作りを推進する</u> 」とあるが、これは静岡県が主導して推進するということか。	◆ 県が行う役割を明確に記述すべき。  ⇒ <b>県が行えない役割記載については、文言を削除する。</b>	◆P8 2(2)エ 地域との連携と地域発展に関する事項 教育機関における河川防災教育等、地域住民が河川管理に積極的に参画する取組を東伊豆町や地域住民と連携し推進するとともに、河川整備に関する情報や施策を積極的に発信することにより、地域住民や観光客が河川に対する関心を高める取組を推進する。 また、 <b>地域住民のほか、開発事業主等、様々な立場の人々が河川に期待する役割を集約して川づくりに反映するための仕組み作りを推進する。</b>	◆P8 2(2)エ 地域との連携と地域発展に関する事項 漁業によって発展した稲取地区の住宅街に流れる稲取大川を地域の財産として守り、育て、個性のある地域の持続的な発展に活用できるよう、東伊豆町における地域振興、まちづくりや景観づくりなどに関する計画との調整、連携に努める。 また、東伊豆町や地域住民と連携し、教育機関における河川防災教育や河川愛護の意識を啓発するような取組等の充実を図るとともに、河川整備に関する情報や施策を積極的に発信することにより、地域住民や観光客が河川に対する関心を高める取組を推進する。